

入 札 公 告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年10月9日

支出負担行為担当官

北海道開発局 室蘭開発建設部長 山田 拓也

1 業務概要

(1) 業務名 沙流川流域魚類生態調査検討業務(電子入札対象案件)

(電子契約対象案件)

(2) 業務内容 本業務は、沙流川流域におけるサクラマス[※]の生息状況及び二風谷ダム・平取ダムの魚道効果について調査検討を行い、今後の基礎資料とするものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

- ・計画準備
- ・サクラマス生息環境調査検討
- ・サクラマス回帰検討
- ・ダム魚道効果調査検討
- ・サケ生息環境調査検討
- ・漁業関係者協議資料作成
- ・報告書取りまとめ

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年12月10日まで

(4) 本業務は、資料の提出及び入札等を、原則として電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(5) 本業務は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。

(6) 本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う履行体制確認型総合評価落札方式の試行業務である。

(7) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特記仕様書に記載する品質確保対策が履行されない場合は、業務成績評定に厳格に反映するとともに指名停止等の措置を講ずることがある。

(8) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

- (9) 本業務は、国土交通省が提唱する i-Construction の取り組みにおいて、BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) を導入することによって、ICT の全面的活用を推進し、建設生産プロセス全体での BIM/CIM モデルの活用による課題解決及び業務効率化を図ることを目的として実施する BIM/CIM 活用業務（受注者希望型）である。
- (10) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。
- (11) 本業務は、公共工事におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業に対して総合評価における加点を行う業務である。
- (12) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて（試行）」（令和 7 年 12 月 3 日付国官技 309 号、国官総第 182 号、国営整第 141 号、国港総第 501 号、国港技第 78 号、国空予管第 991 号、国空空技第 379 号及び国空交企第 267 号）の試行業務である。

2 競争参加資格

- (1) 競争参加資格者は、アに掲げる資格を満たしている単体企業であること。
- ア 単体企業
- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - ② 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。
 - ③ 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和 60 年 4 月 1 日付け北開局工第 1 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
 - ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - ⑤ 北海道内に営業拠点（本店、支店又は営業所）を有していること。
- (2) (1)ア②に掲げる令和 7・8 年度の一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (3) 入札参加者間の公平性
- 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ア 資本関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。
- (ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をい

う。以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

(d) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(4) 競争参加資格確認申請書等の提出者に関する要件

ア 業務実施体制に関する要件

① 競争参加資格確認申請書等を提出する者は、北海道内に営業拠点(本店、支店又は営業所)を有するものであること。

② 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

③ 業務の分担構成が不明瞭又は不自然でないこと。

イ 業務実績に関する要件

競争参加資格確認申請書等を提出する者は、平成 28 年度以降公告日までに完了し、引渡しを終了した以下に示す同種又は類似業務において、1 件以上の実績を有

すること。実績として挙げた業務について、北海道開発局委託業務成績評定要領及び地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績がある場合は60点以上であること。ただし、同要領に基づく業務成績がない場合はこの限りではない。

同種又は類似業務の実績とは以下のものをいう。

- ・同種業務：サクラマスの子息分布調査を実施した業務
- ・類似業務：魚類の子息分布調査を実施した業務

ウ 平均業務成績に関する要件

令和6年度から令和7年度末までに完了した業務のうち、北海道開発局発注の「土木関係コンサルタント」（北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通本省、8地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の同じ業種区分）の平均業務評定点が60点以上であること。

ただし、業務の実績がない場合は、この限りでない。

(5) 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣の認定を受けている必要がある。なお、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも申請書等を提出することができるが、この場合、申請書等提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには競争参加資格確認結果の通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

① 予定管理技術者

下記のア)、ウ)、エ) に示す条件を満たす者であり、イ) の実績を有する者であることとする。

ア) 下記のいずれかの資格を有する者

- [1] 技術士（総合技術監理部門：建設又は水産）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- [2] 技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋又は建設環境）又は（水産部門：水産水域環境又は水産資源及び水域環境）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- [3] 国土交通省登録技術者資格のうち、RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋又は建設環境）又はRCCM（河川、砂防及び海岸・海洋又は建設環境）と同等の能力を有する者。なお、「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者とする。
- [4] 国土交通省登録技術者資格のうち、土木学会認定技術者資格制度における上級土木技術者（流域・都市（コースA）、河川・流域（コースB））又は、1級土木技術者（流域・都市（コースA）、河川・流域（コースB））の資格を有する者。
- [5] 国土交通省登録技術者資格のうち、環境アセスメント士認定資格を有

する者。

[6]国土交通省登録技術者資格のうち、1級ビオトープ施工管理士又は、1級ビオトープ計画管理士の資格を有する者。

[7]国土交通省登録技術者資格のうち、自然再生士の資格を有する者。

[8]土木学会認定技術者資格制度における特別上級土木技術者（流域・都市又は環境）又は、上級土木技術者（環境（コースA）又は環境・エネルギー（コースB））又は、1級土木技術者（環境（コースA）又は環境・エネルギー（コースB））の資格を有する者。

イ) 下記の実績を有する者

管理技術者又は担当技術者として担当した業務で、(4)イに示す業務実績を有すること（業務成績に関する部分は除く）。

ウ) 手持ち業務量

令和8年10月9日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が5億円未満かつ10件未満である者。手持ち業務とは、管理（主任）技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務。なお、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とし、設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。

※履行期限が令和8年12月10日以前となっているものは含まない。

ただし、令和8年10月9日現在の手持ち業務のうち、北海道開発局、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円未満から2.5億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。その上で、予定管理技術者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、「北海道開発局競争契約入札心得について」第6条第1項第11号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額で5億円、件数で10件（令和8年10月9日現在の手持ち業務に、北海道開発局、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額で2.5億円、件数で5件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす管理技術者に交代させる措置請求を行う。管理技術者等を交代せず業務の履行を継続した場合は当該業務の業務成績評定に厳格に反映させるとともに悪質と認められる場合は指名停止等の措置を講ずるものとする。

- [1] 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- [2] 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- [3] 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- [4] 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

エ) 平均業務成績

令和4年度から令和7年度末までに完了した業務について、管理技術者として従事した北海道開発局発注業務「土木関係コンサルタント」（北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通本省、8地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の同じ業種区分）の平均業務評定点が60点以上であること。
ただし、業務の実績がない場合は、この限りではない。

なお、上記イ)、エ)における対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象期間に加えることができる。この場合、休業を証明できる書類を添付すること。

② 予定担当技術者

実施する業務分担に応じて、1名以上の担当技術者を配置することができる。

また、本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合には、予定管理技術者とは別に、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時に[1]、[2]及び[4]が確認できる書面を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、「北海道開発局競争契約入札心得について」第6条第1項第11号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- [1] 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- [2] 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- [3] 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- [4] 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を

締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

ウ 上記において、評価値が最も高い者が 2 名以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

ア 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の配分点)×(1－入札価格／予定価格)

価格評価点の配分点は 30 点とする。

ウ 技術評価点の算出方法

技術資料の内容に応じ、下記①、②、③、④、⑤、⑥の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は 60 点とする。

- ① 予定技術者の経験及び能力
- ② 競争参加資格確認申請者の経験及び能力（ワーク・ライフ・バランス等推進）
- ③ 実施方針等
- ④ 評価テーマに対する技術提案
- ⑤ 賃上げの実施表明
- ⑥ 技術提案の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝(技術評価点の満点)×(技術評価の得点合計)／(技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計＝(①に係る評価点)＋(②に係る評価点)＋(⑤に係る評価点)＋(技術提案評価点)×(⑥の評価に基づく履行確実性度)

技術提案評価点＝(③に係る評価点)＋(④に係る評価点)

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒051-8524 北海道室蘭市入江町 1 番地 14

北海道開発局 室蘭開発建設部 契約課 上席専門官

電話 0143-25-7027 電子メール hkd-mr-nyusatsu2@ki.mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、入札説明書を記録するための CD-R 及び返信用封筒（表

に申請者の郵便番号、住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金に相当する切手を貼った角形 2 号封筒とする。)を同封し、下記に持参、書留郵便(提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

ア 交付期間:令和 8 年 10 月 9 日から令和 8 年 12 月 4 日までの休日(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条に規定する行政機関の休日をいう。)を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分(最終日は入札書受付締切予定時刻である 12 時 00 分)まで。

イ 申 込 先:上記(1)に同じ。

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間、提出先及び提出方法

競争参加資格確認申請書等は令和 8 年 10 月 9 日から令和 8 年 10 月 26 日 12 時 00 分 までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参、書留郵便(提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)する場合は、令和 8 年 10 月 26 日 12 時 00 分までとする。

(4) 競争参加資格確認申請書等に関するヒアリング

ア 必要に応じ、ヒアリングを行う場合がある。

実 施 場 所 室蘭開発建設部 会議室

実施予定日 別途通知

出 席 者 予定管理技術者

イ ヒアリングの時刻、場所、留意事項等は別途通知する。

ウ ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(5) 競争参加資格通知日

競争参加資格の有無の通知は令和 8 年 11 月 19 日を予定する。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙により提出する場合は、上記(1)に持参、書留郵便(提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)すること。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和 8 年 12 月 4 日 12 時 00 分とする。

イ 紙(持参、書留郵便又は託送)による入札の締め切りは、令和 8 年 12 月 4 日 12 時 00 分とする。

ウ 開札は、令和 8 年 12 月 10 日 9 時 10 分以降、北海道開発局室蘭開発建設部入札室にて順次行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とす

る。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4 (1) に同じ。
- (6) 直接的雇用関係
予定管理技術者は、本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的雇用関係があること。
- (7) 技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。
- (8) 詳細は入札説明書による。